枚方市都市景観審議会傍聴要領

傍聴手続

会議を傍聴しようとする者は、受付において傍聴者受付票に住所、氏名等を 記入し、係員の指示に従い傍聴席に着くものとする。

傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。
- 2 発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否 を表明しないこと。
- 3 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと。
- 4 審議会の会長の許可なく、録音、撮影等をしないこと。
- 5 閲覧に供された会議資料を持ち帰らないこと。
- 6 その他会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

会議の秩序維持

傍聴者がこの遵守事項に違反していると認められる場合において、審議会の 会長はこれを制し、その命令に従わないときは、これを退場させることができ る。

傍聴希望者の方へ

枚方市都市景観審議会

1. 傍聴の手続き

- (1) 受付において傍聴者受付票に住所、氏名等を記入してください。
- (2) 会場への入場等については、係員の指示に従ってください。

2. 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次の事項を遵守してください。

- (1) 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2)発言を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛 否を表明しないこと。
- (3) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと。
- (4) 審議会の会長の許可なく、録音、撮影等をしないこと。
- (5) 閲覧に供された会議資料を持ち帰らないこと。
- (6) その他会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

なお、傍聴者がこの遵守事項が守らない時は、審議会の会長はこれを注意し、 改めない時には、退場していただくことがあります。